

第4期西東京市地域福祉計画 素案

【第5回策定員会 検討用】

平成30年10月

目次

第1章 計画策定にあたって	4
1. 計画策定の背景	4
2. 地域福祉とは	8
3. 計画の位置付け	9
4. 計画の期間	10
5. 計画の策定方法	11
第2章 西東京市の状況	14
1. 統計で見る状況	14
2. アンケート調査結果	16
3. 地区懇談会結果	18
4. 団体・事業者調査結果	20
5. 西東京市の現状から見える課題	22
第3章 計画の目指すもの	23
1. 西東京市版地域共生社会とは	23
2. 基本理念	24
3. 基本方針	24
4. 計画の体系	24
第4章 重点的な取り組み	25
第5章 施策の展開	26
基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり	26
基本目標2 みんながつながりあう地域づくり	30
基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり	35
基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり	39
基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり	43
基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり	46
第6章 計画を推進するために	50
1. 協働による計画の推進	50
2. 計画の評価と進行管理	52
資料編	54
1. 地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱及び委員名簿	54
2. 策定経過	54
3. 用語解説	54
4. 統計データ	54
5. 各種調査結果概要	54

計画見取り図

素案の内容が埋まり次第、次回 11 月までに修正



どんな計画？

「暮らしやすい地域づくり」を進めるための計画です！
期間は、平成 31(2019)年度から平成 35 (2023) 年度までの 5 か年です。

西東京市ってどんなところ？



地域でふれあい 支え合う
心のかようまち 西東京（仮）



を目指します！

市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などがそれぞれ役割を持って、
地域福祉の取り組みを進めます。

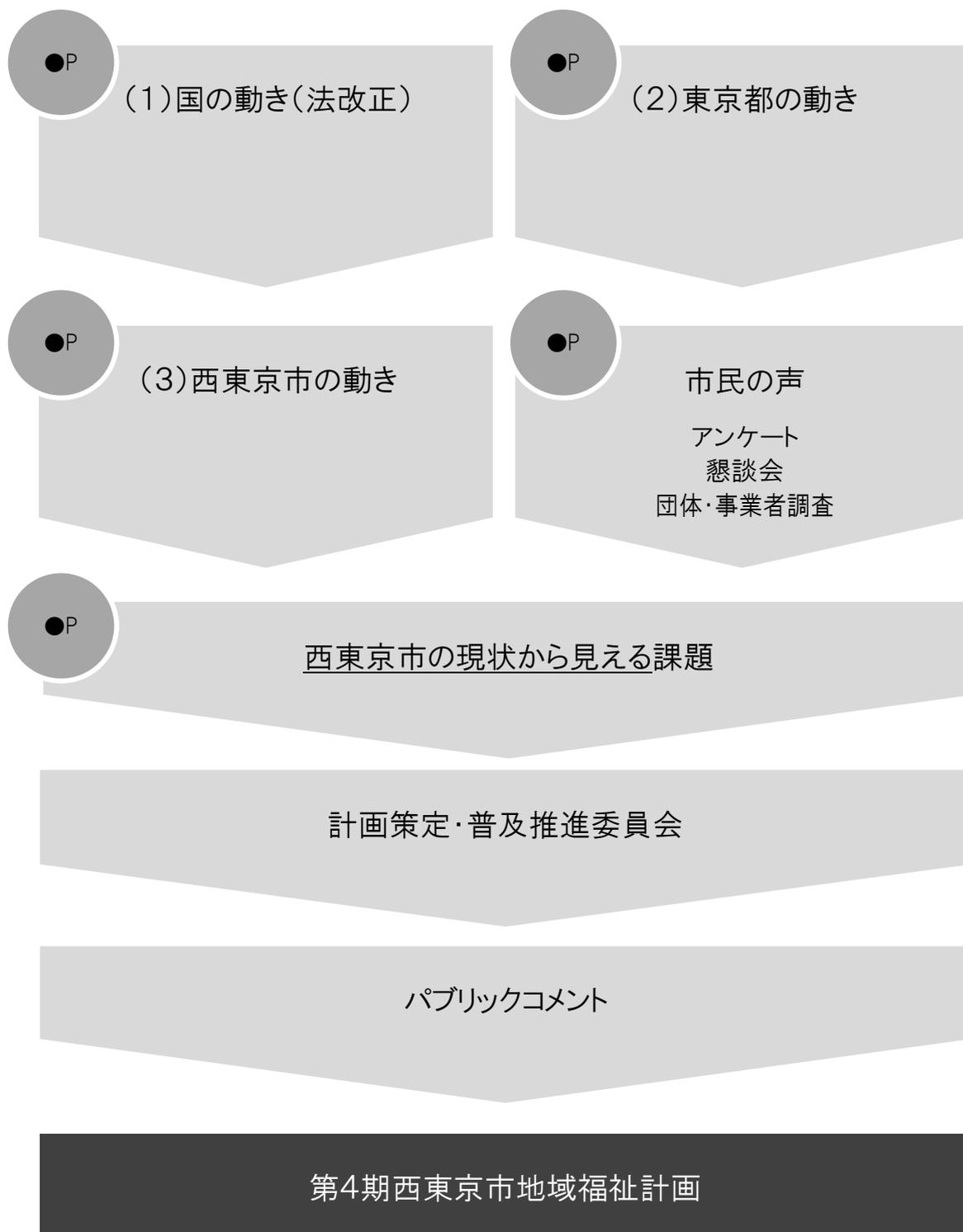


- 重点的な取り組み
- 施策の展開
- 計画を推進するために

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

■ 計画策定の背景イメージ図



(1) 国の動き

国では、平成 12 年の社会福祉法改正により地域福祉計画の策定が努力義務と位置付けられて以降、災害時要援護者支援、孤立など地域において支援を必要とする人の把握や適切な支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援などが、通知という形で計画に盛り込むよう示されてきました。

平成 27 年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書において、従来の子ども・高齢者・障害者といった分野別の社会福祉サービスから、互助・共助の取り組みを育みつつ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」が必要であるという観点が打ち出されました。

その後、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

また、平成 29 年には社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が義務となるとともに、地域福祉計画策定ガイドラインが示されました。

■ 国の流れ

- 少子高齢化・人口減少社会の進行
- 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加
- 高齢者・子育て世代・障害者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、閉じこもり、8050 問題、虐待、ごみ屋敷問題など）

これらの状況を踏まえ・・・

- 国は、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することの必要性を掲げています。
- 具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみを作っていくこと、また、市町村には、その地域づくりの取り組みの支援と、地域での課題を公的な福祉サービスへつないでいくための、縦割りではなく「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

■第3期計画期間中の国の主な動き

平成	法律・通知関係	報告書・会議関係
27年	・「生活困窮者自立支援法」施行	・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表
28年	・「再犯防止推進法」施行 ・「成年後見制度利用促進法」施行 ・厚生労働省通知「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」	・「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ・地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）設置
29年	・「社会福祉法」一部改正 ・地域福祉計画策定ガイドライン提示	・「地域力強化検討会最終とりまとめ」公表
30年	・厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」	

(2) 東京都の動き

東京都では、平成 18 年に、福祉、保健、医療施策の基本方針となる、「福祉・健康都市東京ビジョン」が策定されたほか、各分野別の計画において、地域福祉支援計画の中で定めることとされている区市町村への支援や民間団体との協働など、地域福祉に関する考え方を示していることから、これまで地域福祉支援計画は策定されていませんでした。

その後、社会福祉法の改正等を受け、東京都の総合的かつ計画的な福祉施策の推進に資するため、また、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させるために、平成 30 年度からの「東京都地域福祉支援計画」が策定されました。

■東京都地域福祉支援計画の概要

目的	東京における「地域共生社会」の実現
理念	1 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京 2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京 3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

(3) 西東京市の動き

西東京市では、平成 12 年の社会福祉法改正を受け、平成 16 年 3 月に第 1 期となる「西東京市地域福祉計画」を策定し、平成 21 年 3 月には「第 2 期西東京市地域福祉計画」、平成 26 年 3 月には「第 3 期西東京市地域福祉計画」と改訂し、「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」の実現に向けて取り組んできました。

この間、平成 22 年度から「ほっとするまちネットワークシステム（以下、「ほっとネット」という。）」が始動し、地域福祉コーディネーターの配置、ほっとネット推進員の養成などを通じ、市民と共に地域の課題を解決していく西東京市独自のしくみが整いつつあります。

一方市内ではこれまで、高齢者の見守り支援である「ささえあいネットワーク」や、各地域で懇談会を行う「ふれあいのまちづくり」、コミュニティ再生に関する「地域協力ネットワーク」など、多数のネットワークが存在しており、整理が必要な状況となっています。

また、西東京市では平成 28 年度より「健康」応援都市の実現を目指すことを基軸におき、様々な施策を展開してきました。地域福祉分野においては、西東京市版地域包括ケアシステムの構築に向け、共生社会シンポジウムの開催をはじめとし、困難を抱える人を含めた地域づくりの下地について話し合われてきました。

しかし、少子高齢化や世帯の少人数化が進む中、一層近所付き合いや地域のつながりが希薄化し、地域の中で孤立している人や支援が必要だが支援に結びついていない人などの問題が顕在化しています。

以上のことから、これまでの活動をさらに発展的に進めていき、かつ新たな状況への対応を行っていくために、第 3 期計画を踏まえ、新たに「第 4 期西東京市地域福祉計画」を策定することとなりました。

■地域に関する主なネットワーク

対象者ベース	課題ベース	地域ベース
ささえあいネットワーク 高齢者の見守りの中で異変に気付いたら関係機関へつなぐ	ほっとネット 地域の課題を発見し、地域福祉コーディネーターを核として、様々な人や機関をつなげ、一緒に解決に向けて取り組む	ふれあいのまちづくり 小学校通学区域を中心に住民懇談会等、地域に即した活動を行う 地域協力ネットワーク 地域活動団体や市民が連携・協力し、地域課題の解決に取り組む

2. 地域福祉とは

地域福祉とは、支援する人も支援される人も、地域で一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう、行政や福祉関係機関・団体、サービス提供事業者、市民等が協力してつくる「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

この地域福祉を進めるのが「地域福祉計画」で、市民・福祉関係団体・事業者・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせて推進していくものになります。

中でも、身近な地域における暮らしのニーズが多様化している中、市民の支え合いでしか解決できない問題に取り組む「互助」「共助」が地域福祉の重要なポイントとなっています。

自助

自分でできることは、自分や家族で行う

健康管理、災害に備えるなど



互助

地域の困りごとを発見し、市民同士の支え合いで解決する

見守り、各種ボランティア活動など



共助

制度化された相互扶助で助け合う

介護保険など



公助

自助・共助では対応できない公的支援は行政がしっかり行う

各種サービスの提供など

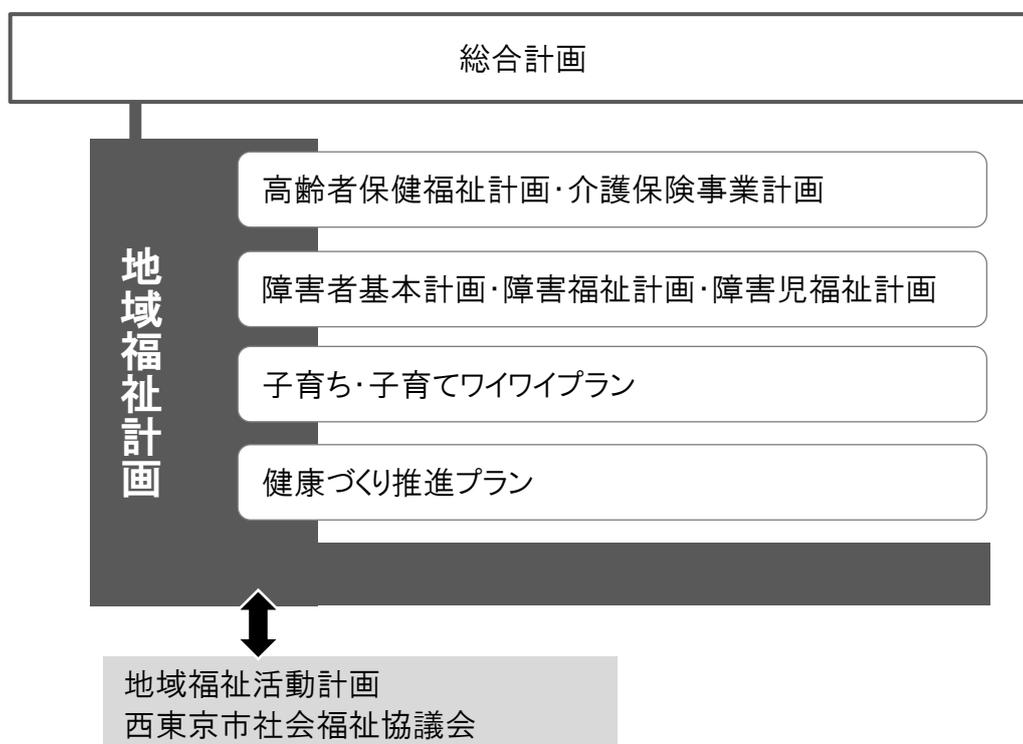


3. 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく、市町村地域福祉計画として策定したものです。

総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえています。同時に、各種保健福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子育て・子育てワイワイプラン、健康づくり推進プラン）を横断的につなぐ役割を担っています。

また、市民の活動計画として、社会福祉協議会が市民と共に策定した「地域福祉活動計画」と、西東京市が目指す地域共生社会の姿を共有しながら、相互に連携を図っていきます。



■ 地域福祉計画関連条文 社会福祉法一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

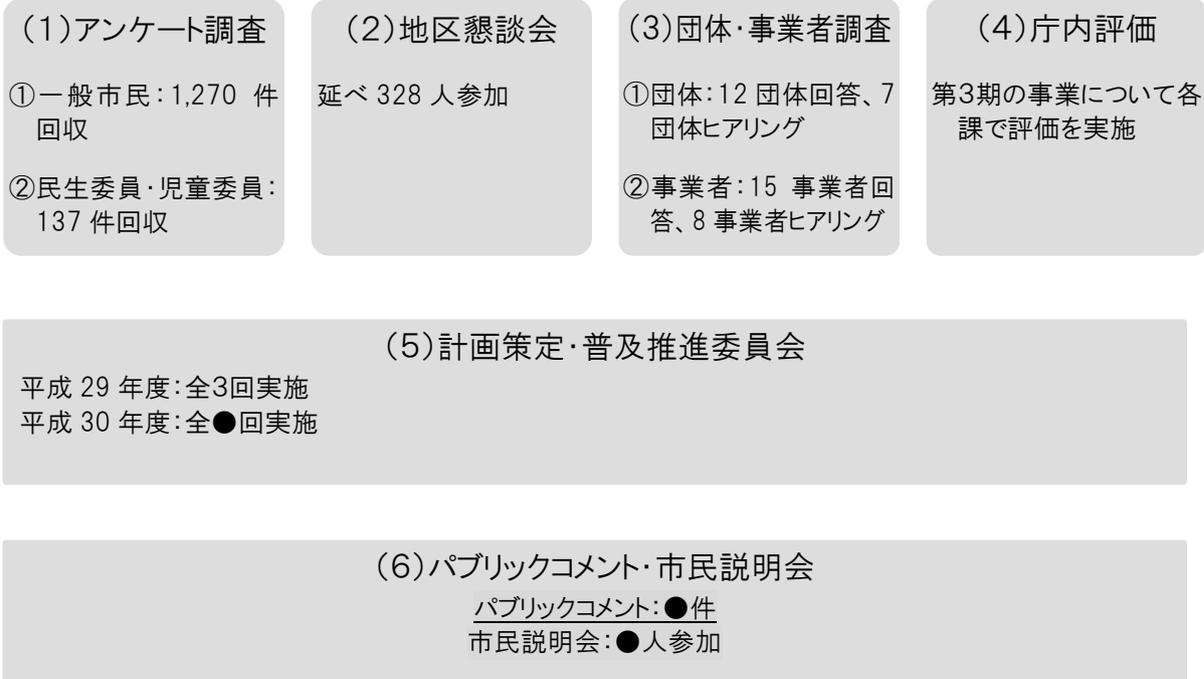
4. 計画の期間

本計画は、平成 31 (2019) 年度から平成 35 (2023) 年度までの5か年を計画期間とします。

	平成 26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)
総合計画	第2次基本構想									
	前期基本計画					後期基本計画				
地域福祉計画	第3期					第4期				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第三次					第四次				
高齢者保健福祉計 画・介護保険事業 計画	第6期			第7期			第8期			
障害者基本計画	基本計画									
障害福祉計画	第4期			第5期			第6期			
障害児福祉計画					第1期			第2期		
子育て・子育てワイ ワイプラン	第2期 (H27～H36)									
健康づくり推進プラ ン	第2次 (H25～H34)									

5. 計画の策定方法

本計画は、以下のような過程を経て策定してきました。



(1) アンケート調査

本調査は、計画の改定にあたり、市民の方の近所付き合いやボランティア活動、地域福祉活動等に関する状況や要望を把握するため実施しました。

種類	①一般市民	②民生委員・児童委員
対象	市内在住の18歳以上市民より 無作為抽出	全民生委員・児童委員
配布回収	郵送配布、郵送回収	民生委員・児童委員会議にて 配布、郵送回収
調査期間	平成29年11月6日～11月27日	
配布	2,500 件	140 件
回収	1,270 件	137 件
回収率	50.8%	97.8%

(2) 地区懇談会

地区懇談会は、地域で生活・活動する市民目線での、地域の現状や課題、解決アイデア等を話し合っていたいただくため実施しました。

地区	対象地域	回	日付	参加者数
西部	西原町・緑町・谷戸町・芝久保町・ひばりが丘	第1回	1/16	22
		第2回	1/23	中止(天候不順)
		第3回	1/30	23
北東部	富士町・中町・東町・ひばりが丘北・栄町・北町・下保谷	第1回	1/17	24
		第2回	1/24	20
		第3回	1/31	18
中部	田無町・北原町・保谷町・泉町・住吉町	第1回	1/18	26
		第2回	1/25	20
		第3回	2/1	18
南部	南町・向台町・新町・柳沢・東伏見	第1回	1/19	27
		第2回	1/26	25
		第3回	2/2	25
全地区合同		第4回	2/16	80

(3) 団体・事業者調査

団体・事業者調査は、地域福祉に関する団体や事業者の状況や要望を把握するため実施しました。

種類	①団体	②事業者
対象	市内活動団体	市内活動事業者
配布回収	郵送配布、郵送回収	
調査期間	平成30年5月7日～5月25日	
配布	20件	30件
回収	12件	15件
回収率	60%	50%
ヒアリング期間	平成30年6月15日～6月22日	
ヒアリング	7団体	8事業者

(4) 庁内評価

毎年度全事業に対する進捗状況を該当する課に照会し、確認しました。

(5) 計画策定・普及推進委員会

※現在進行中

(6) パブリックコメント・市民説明会

※今後実施予定

第 2 章 西東京市の状況

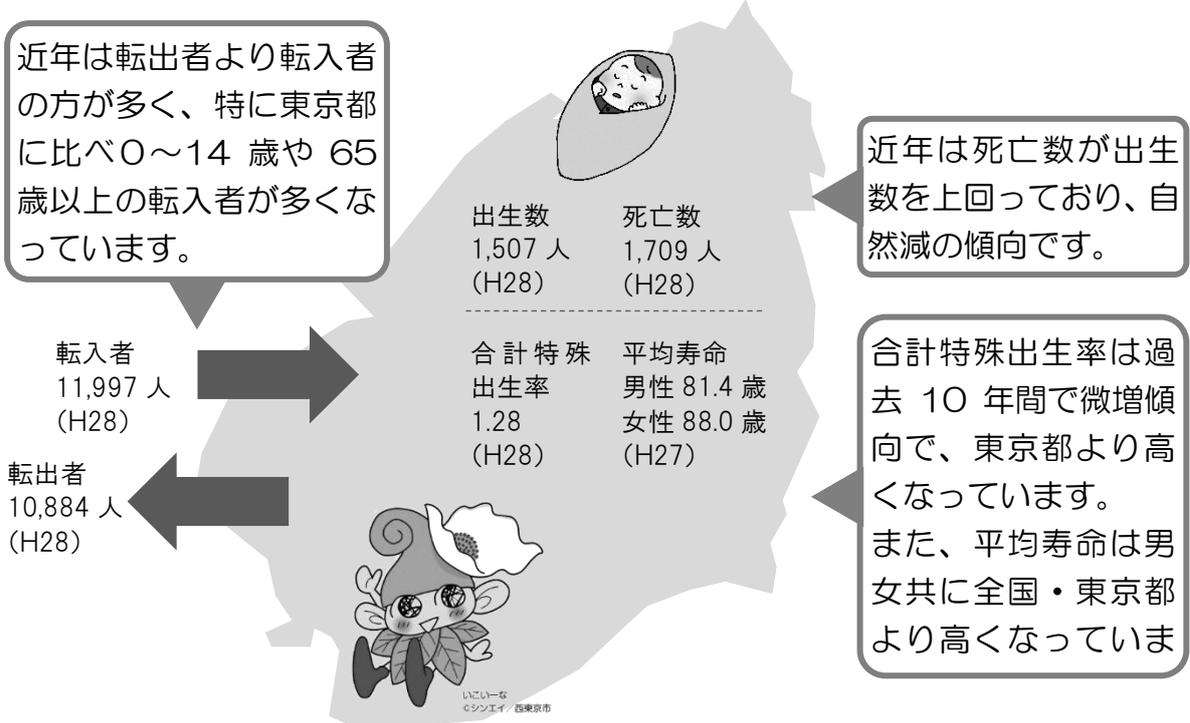
※1. ～4. の詳細データは資料編掲載予定

1. 統計で見る状況

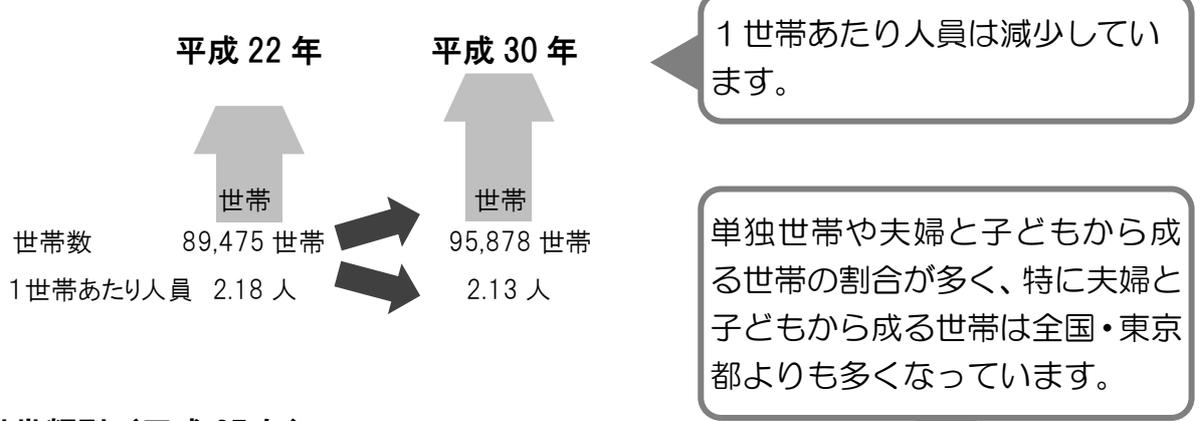
(1) 人口の変化



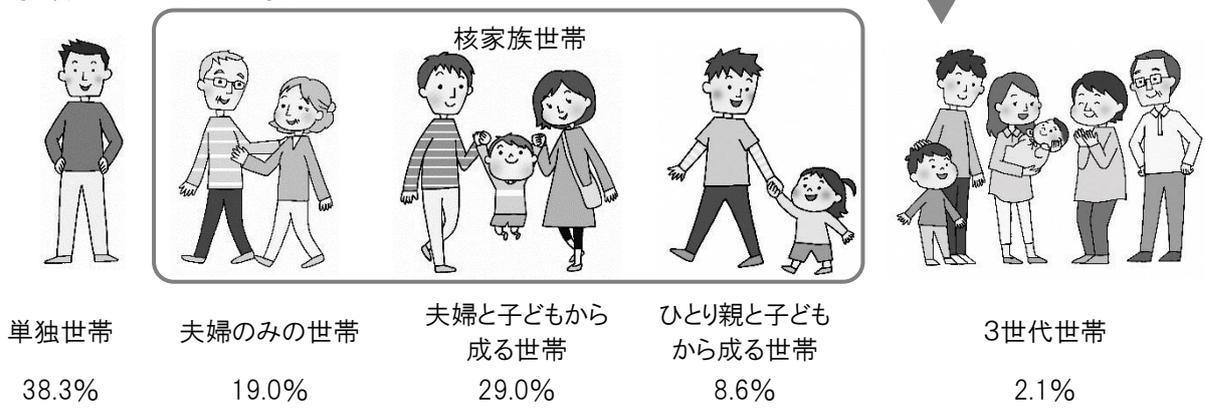
(2) 人口の変化要因



(3) 世帯の変化



世帯類型 (平成 27 年)



2. アンケート調査結果

(1) 地域の中の関係性



ふだんの近所付き合いは、「顔を合わせれば、あいさつする」が72.0%

地域での人との付き合いが「必要だと思う」「まあまあ必要だと思う」は81.8%

8割の人が、近所付き合いが必要だと感じています。



地域の課題

- ①近所との交流が少ない:30.0%
- ②緊急時にどうしたらよいかわからない:22.0%
- ③世代間の交流が少ない:17.2%
- ④地域の活動が活発でない:17.2%
- ⑤あいさつをしない人が多い:14.2%

近所や世代間での交流が少ないという課題が特に多くなっています。

(2) 助け合い・ボランティア



日常生活で困ったときに、手助けを頼める人の有無は、手助けを頼める人がいる:48.3%
手助けを頼みたいがない:8.8%



日常生活が不便になった時、地域の人たちにしてほしいことは、

- ①災害時の手助け:39.7%
- ②急病時の対応:36.9%
- ③安否確認の見守り、声かけ:31.7%

日常生活で困ったときに手助けを頼みたいが頼める人がいない人が約1割います。日常生活が不便になった時地域の人たちにしてほしいことは、いざという時の支援が多くなっています。



ボランティアの経験は、ある:16.0%
ない:76.7%

経験がない理由の最多は、18~29歳、60~69歳

→「身近に活動グループや仲間がいないのでよくわからない」

30~59歳

→「活動したい気持ちはあるが、仕事や家事が忙しく時間がない」

70歳以上

→「健康に自信がないので難しい」



今後の参加意向は、参加したい:39.7%

ボランティア経験はない人が大半ですが、今後は参加したい人が約4割と多くなっています。また、経験がない理由は年代により違いがあります。

(3) 今後の方向性



地域課題をどのような方法で解決するのがよいかは、「住民と行政や専門機関が協力して一緒に解決したい」が 58.9%

約6割の人が、地域課題について住民と行政や専門機関が協力して解決したいと回答しています。



住民参加の取り組みを進める上で必要なこと

- ①活動を支える協力者: 50.6%
- ②活動の資金: 31.7%
- ③活動者・協力者間の交流・相談の場: 29.5%

住民参加の取り組みを進める上で必要なことは、活動を支える協力者が特に多くなっています。

地域福祉推進のために市が優先的に取り組むべきだと考える施策

<一般市民からの回答>

- ①わかりやすい情報の提供: 37.7%
- ②防災対策の充実: 24.6%
- ③防犯対策の充実: 21.8%
- ④学校における福祉教育の充実: 16.3%
- ⑤人にやさしいまちづくりの推進: 15.8%

<民生委員からの回答>

- ①地域における連携体制づくり: 41.6%
- ②わかりやすい情報の提供: 35.8%
- ③相談支援体制の充実: 24.8%
- ④防災対策の充実: 23.4%
- ⑤地域における支え合い活動の促進: 21.2%

情報提供や相談支援体制の充実、防災・防犯面への取り組み等を優先すべきとの意見が多くなっています。
なお、情報入手源は、年代によって異なる結果が出ています。



3. 地区懇談会結果

(1) 地域の中の関係性



- ・地域コミュニティが衰退している
- ・地域を必要と感じていない人が多くなっている
- ・転入出が多くつながりがつくりづらい
- ・自治会はない地域がある。ある場合でも機能していなかったり、若い人の加入が少ない

地域の付き合いが弱くなっています。



- ・サロンなどの地域の居場所や交流の場所が少ない
- ・場があっても周知されていない
- ・活動団体同士の交流など横のつながりが薄い
- ・空き家が増えているが活用できていない

交流の場が少なかったり、あっても周知されていません。

(2) 助け合い・ボランティア



- ・ボランティアに取り組む人の高齢化や活動に新しく取り組む人が少ない
- ・ボランティアに参加したくとも、新たな活動へ参加しづらい
- ・ふれあいのまちづくり事業やたすけあい活動があまり知られていない

ボランティアに取り組む担い手が不足しています。



- ・困りごとがあってもSOSを出さない人や、出せない人がいる
- ・近所付き合いが少ないことや個人情報保護の観点から、困っている人の把握が難しい
- ・制度の狭間の課題で困っている人がいる

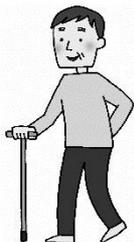
困っている人の把握が困難になっています。

(3) 生活面の不便さ



- ・市や社協の取組・サービスなどの情報が届いていない
- ・近所付き合いが希薄で情報共有する機会がほとんどない
- ・相談先が複雑でわかりづらい、気軽に相談しづらい

必要な支援や相談窓口などの情報が届きにくい状況です。



- ・地域によっては坂が多く、ちょっとした移動でも大変
- ・近所の商店などが閉店・衰退してしまい、徒歩圏内で買い物する場所がなくなっている
- ・公共交通機関等の便が悪く、買い物や病院に行くのに不便

交通の便が悪く、買い物や通院が不便な地域があります。

(4) 防災・防犯面



- ・日頃のつながりが無いことから災害時の孤立が心配
- ・災害時の対応方法が分からない
- ・防犯に関しては、振りこめ詐欺や空き巣などの犯罪被害がでている

防災・防犯面などいざという時の対応について不安がでています。

4. 団体・事業者調査結果

(1) 団体

①地域の状況



地域の課題

- ①世代間の交流が少ない:42.9%
- ②近所との交流が少ない:28.6%
- ③移動手段が整っていない:28.6%

ヒアリング結果

- ・あいさつが少ない、世代間の交流が少ない
- ・色々な場に行ってみてもなじめず孤立している人もいる
- ・情報が届かずサービスに結びつきにくい人がある

地域の中の交流が少ないことや、孤立している人がいます。



地域の中で支援が必要な人

- ①高齢者のみの世帯:42.9%
- ②閉じこもりや引きこもりの人:35.7%
- ③認知症の人:21.4%
- ③生活困窮者:21.4%

ヒアリング結果

- ・8050 問題の世帯が地域にある
- ・支援が必要ということが理解できない人もいる
- ・全世代がとりあえず相談をできる場所があるとよい

8050 問題など、多様な課題を抱える人がいます。

②活動状況



活動上の困りごと

- ①リーダーが育たない:50.0%
- ②活動資金が足りない:50.0%
- ③新しいメンバーが入らない:35.7%

ヒアリング結果

- ・新しいメンバーが入るような新たな取り組みが必要
- ・支援者を支援するしくみが必要
- ・臨時のボランティアはいてもコアメンバーが集まらない

リーダーの育成や新しいメンバーの不足が特に課題となっています。



メンバー募集は、
「常に行っている」が 78.6%

情報発信

チラシやパンフレットの配布:64.3%
メンバーなどによる口コミ:50.0%
ホームページや SNS:42.9%

ヒアリング結果

- ・口コミやチラシの情報発信が多い団体と、近年ホームページやSNSでメンバーが増えている団体がある
- ・分野によってはメンバーが集まりやすい団体もある

メンバー募集は常に行っており、多様な媒体で情報発信をしている団体が多くなっています。

(2) 事業者

①地域の状況



地域の課題

- ①サービスに結びついていない人がいる:53.3%
- ②近所との交流が少ない:46.7%
- ③地域から孤立している人がいる:40.0%

ヒアリング結果

- ・つながりを持っている人は多くの居場所等に行く反面、全くない人はつながりを持っていないという両極端な傾向
- ・インフォーマルなサービスが少ない
- ・地域によって交通の便が悪い

近所付き合いが薄れる中で、サービスに結びついていない人、孤立している人が多くなっています。

②地域活動の状況



現在行っている地域活動

- ①ボランティアの受け入れ:73.3%
- ②研修会・学習会などへの講師派遣:33.3%
- ③施設の一部開放や物品等の貸し出し:26.7%

地域活動を進める上で市に期待すること

- ①地域における施設と住民をつなぐコーディネーターの配置:73.3%
- ②活動資金確保に向けた支援の充実:46.7%
- ③施設、住民を含めたネットワークづくり:40.0%
- ④施設と地域の連携協働に関わる意見交換の場づくり:40.0%

ヒアリング結果

- ・地域活動を行いたくとも、地域で何が求められているかやどのように行ったらよいかの情報・相談先がない
- ・多問題の場合1事業者のみでの対応が難しいこともあるが、事業者同士の横のつながりが少ない
- ・事業者と地域をつなぐ場があるとよい
- ・地域活動に関する事例集があるとよい

すでに地域と共に活動を行っている事業者は多くありますが、地域の課題や実際に取り組んでいく上での情報や相談相手を必要としている事業者も多くあります。

③サービスの質の向上



質の向上のために取り組んでいること

- ①サービス提供にかかる職員研修の実施:86.7%
- ①個人情報保護・管理の徹底:86.7%
- ②相談窓口の設置などの環境整備:60.0%
- ②利用者への情報提供の充実:60.0%
- ②施設・設備等の充実:60.0%

ヒアリング結果

- ・独自研修や資格取得支援を行っている事業者が多い
- ・第三者評価や満足度調査等を実施している事業者もある

各事業者において質の向上のため創意工夫を凝らしています。

5. 西東京市の現状から見える課題

●地域のつながりが希薄化しています



隣近所の付き合いが少なく、交流の場も少なく感じます。交流が少ないことで、孤立してしまっている人もいます。地域で活動する団体や事業者同士の横のつながりも薄いです。

地域でつながりをつくるために、西東京では様々な取り組みがありますが、それぞれの役割が分かりづらく、整理が必要です。

また、一層のつながりづくりに向けて、従来の地縁型に加え、目的型のコミュニティづくりに取り組むことや、地域で活動する団体・事業者同士の横の連携も一層促進していくことが必要です。



●必要な人に必要な情報が行き届いていません



西東京市では色々な助け合いの活動やサービスがあるようですが、必要になった時にその情報が得にくいです。ターゲットに合わせた分かりやすい情報発信をしてほしいです。

西東京市としての情報発信は様々な媒体を用いながら行っていますが、よりきめ細やかに情報を受ける側の立場に立った発信の工夫が必要です。



●相談先がわからない人が多くいます



相談先が複雑で分かりづらく感じます。ちょっとした困りごとでも気軽に相談できるとよいです。団体や事業者も地域で活動する際に相談先がなく困っているようです。

これまでほっとネットシステムにより、地域福祉コーディネーター等に困りごとを相談できる体制をつくってきたほか、各分野の相談も実施していますが、多問題ケースなどの分野横断的な相談体制の整備と、その周知が必要となっています。

また、活動者を支えるための相談先の充実も必要です。



第3章 計画の目指すもの

1. 西東京市版地域共生社会とは

西東京市版地域共生社会とは、西東京市に住み・活動する全ての人が、支え手側・受け手側と分かれることなく、互いに支え合いながら活躍する社会のことです。

地域においては、一人ひとりが地域で起こる問題を自分ごととして捉えて、地域の中で困りごとに気づき、地域の中で解決するしくみをつくっていきます。また、行政を始め各専門機関では、あらゆる分野、あらゆる機関が連携し、包括的・専門的な支援を行う体制をつくっていきます。

■西東京市版地域共生社会イメージ図（仮）



第4章 重点的な取り組み

※11月会議で検討予定

第 5 章 施策の展開

基本目標 1 一人ひとりが活躍する地域づくり

●現状と課題

近所付き合いの必要性は認識されながらも、つながりが希薄化しているほか、ボランティアの意向があっても実際の活動に結びついていない人も多くいる。



これまでの市の取組

- ・小学校での認知症サポーター教室の実施や、オリンピック・パラリンピック教育を通じた障害者理解の取組の実施など新たな福祉教育に取り組んできました。
- ・公民館での講座や、地域福祉コーディネーター事業、ささえあいネットワーク事業など、地域活動への参加につながる取り組みを実施してきました。

課題

- ・近所付き合いについて、アンケートでは付き合いが必要であるという認識を約8割の人が持っていますが、約7割は顔を合わせればあいさつをする程度の簡易な付き合いとなっています。また、地区懇談会の中でも近所付き合いが弱くなっているとの意見が多く、地域の中のつながりは希薄化しています。また、**市では学校での福祉教育等は進んでいる一方**、地域福祉についての考え方などを啓発する機会・場は、市主催の講座などの取り組みが行われているものの、一層の啓発が必要です。
- ・**地域活動の担い手の1つとしてほっとネット推進員については増加していますが、アンケートではボランティア活動の参加意向が約4割あるにもかかわらず**、実際に活動経験があるのは1割半ば程度と少なく、仲間がいないことや忙しくて今は取り組めないといった理由が多くなっています。一方地区懇談会の中では、活動自体が知られておらず参加できていないという意見も出ており、参加したい人が活動に取り組める支援が必要です。

(1) 福祉教育・啓発の充実

● 施策の方向

地域福祉に関する正しい認識を深めるとともに、地域の課題に地域で気づき、一人ひとりが主体的に考え行動するきっかけづくりとなるよう、福祉教育・啓発を充実します。



● 地域で取り組めること

例えば・・・

- ・隣近所や地域の中で、あいさつをし合える雰囲気をつくる
- ・地域で助け合い支えあう輪が地域に広がる様に、声掛けしていく
- ・地域の人の「困った」を、自分にも起こりうることだと認識する
- ・地域福祉の勉強会（学習会）を行う

（地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！）

● 市が取り組むこと



学校における福祉教育や、生涯学習関係の講座等を通じた福祉に関する学習機会の充実を行います。また、広報やホームページ、エフエム放送、各種行事などを活用し、地域福祉に関する啓発・広報活動を充実します。

■ 参考事業

① 学校における福祉教育の充実	・学校教育における奉仕体験活動の推進	教育指導課
② 地域における福祉の学習機会の充実	・西東京市の出前講座の実施	企画政策課
	・障害者週間等事業	障害福祉課
③ 地域福祉の啓発機会・場の充実	・関係機関対象事業	健康課
	・生涯学習推進指針の展開	社会教育課
	・まちづくり講座	公民館
	・地域でつくる教育ネットワーク講座	
	・多文化共生講座(保育付き)	
	・現代社会を考える講座	
	・地域課題を考える講座	
	・シニア講座	
	・高齢者対象講座	
	・高齢者の課題を考える講座	
	・障がいを理解する講座	
	・障害者学級	
	・市報・エフエム放送	秘書広報課
	・暮らしの便利帳	
	・まちづくりサミット	
	・市ホームページの管理・運営	
	・広報紙への定期的な啓発記事掲載	生活福祉課
	・地域福祉に関する講演会の実施	

(2) 地域活動・ボランティア活動の参画促進

● 施策の方向

自分自身の住む身近な地域をよりよくするための活動や、多様な分野におけるボランティア活動等、市民一人ひとりの地域活動・ボランティア活動への参画を促進します。



● 地域で取り組めること

例えば・・・

- ・ほっとネット推進員やささえあい協力員などの地域活動へ参加する・参加を勧める
- ・共通の困りごとや楽しいことなど、小さな集まりからはじめて活動につなげる
- ・ボランティアセンターに相談したり、地域活動ボランティア経験者に聞いてみる
- ・自治会・町内会がある地域は組織の活性化を行う。ない地域は新たな組織を検討する

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

● 市が取り組むこと



ほっとネット推進員などの制度への登録や、自治会・町内会への加入案内、各種講座の開催など多様な取り組みにより、地域活動への参画を促進します。また、各分野におけるボランティアの養成講座の開催やボランティア活動の情報の周知により、ボランティア活動への参画を促進します。

■ 参考事業

① 地域活動への参画促進	・地域福祉コーディネーター事業	生活福祉課	
	・ささえあいネットワーク事業	高齢者支援課	
	・自治会・町内会加入促進パンフレットの作成・配布	・市民まつりでの加入促進 PR ・市民協働推進センター運営委託事業	協働コミュニティ課
② ボランティア活動の参画促進	・保育付女性講座	・料理がつなぐ暖か地域の交流	公民館
	・シニア講座	・地域で創る教育ネットワーク講座	
	・農業講座		
② ボランティア活動の参画促進	・ボランティア・市民活動センターの広報活動	生活福祉課	
	・社会福祉協議会における各種講座の開催	子ども家庭支援センター	
	・ファミリーサポートセンター事業	公民館	
	・地域でつくる教育ネットワーク講座	・地域を考える講座	
	・障がい理解する講座		

(3) 専門的な人材の育成

● 施策の方向

市民一人ひとりが地域で活躍していただけるよう、専門的な人材を育成するとともに、ほっとネットの中心を担う地域福祉コーディネーターの一層の充実を図ります。



● 地域で取り組めること

例えば・・・

- ・地域の勉強会や講座を実施する際、専門の方に来てもらう
- ・
- ・

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

● 市が取り組むこと



介護職員初任者研修や民生委員・児童委員の新任者・現職者向けの研修等により、福祉の専門的な人材の資質向上に向けた支援を行います。また、ほっとネットの中心を担う地域福祉コーディネーターの質の向上を図るとともに、一層の充実を図ります。

■ 参考事業

① 福祉人材の育成	・大学からの福祉実習生の受入 ・介護職員初任者研修事業	生活福祉課 高齢者支援課
② 民生委員・児童委員の研修の充実	・西東京市民生委員・児童委員協議会事務局	生活福祉課
③ 地域福祉コーディネーター事業の充実	・地域福祉コーディネーター事業	生活福祉課

基本目標 2 みんながつながりあう地域づくり

●現状と課題

拠点や居場所は増えつつあるものの、ニーズの多様化やそれらの場が知られていないことなどから、広報の在り方の検討やネットワークづくりが必要。



これまでの市の取組

- 市民協働推進センターでの活動ノウハウなどの情報提供、機材やサロンスペースの貸し出しなどの支援の取り組みが、登録団体数やホームページアクセス数の増加として現れています。
- 交流や活動の場づくりに取り組んでいます。空き家等を活用した地域活動拠点は第3期計画期間中に3か所増えています。
- 地域における連携体制の構築の取り組みとして、自治会、地域組織、企業、行政機関などで構成する、地域協カネットワークの設立と相談支援に取り組んでいます。これまでに、南部及び西部の地域協カネットワークが新たに設立されています。

課題

- アンケートでは、地域の中の課題として近所との交流が少ないことが約3割で最も多いほか、団体・事業者調査でも交流が少ないことが地域課題の上位に挙げられています。また、地区懇談会においても地域交流の機会や場が少ないことが多く課題として挙げられています。居場所へのニーズが多様化しているという指摘も出ており、今後も多様な居場所を増やしていくことが必要です。
- 一方、活動を行う場所の数は増えてきているものの、中にはそういった場が知られてないということや、公共施設の場合は活動対象が絞られており活用が十分にできていないという意見も出ており、場の広報や使いやすさの検討が必要です。
- 団体間の情報共有や横のつながりが少ないということも課題であり、福祉だけではなく様々な分野を含めたネットワークづくりが必要となっています。

(1) 地域における活動の促進

● 施策の方向

地域で活動していく上での相談や情報提供等により、ボランティア団体・NPO等の市民活動団体や社会福祉法人等の活動が充実するよう支援します。



● 地域で取り組めること

例えば・・・

- ・個人では、ボランティア団体やNPO法人等の団体に加入する
- ・各種団体等は、チラシやSNS等多様な手段で活動をPRする
- ・社会福祉法人は、連絡会を通じた活動や各法人の取り組みを展開する

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

● 市が取り組むこと



活動を行う際のノウハウやNPO法人設立のための相談、各種情報提供、活動用機材の貸し出し、サロンスペースの提供等により、ボランティア団体・NPO等の活動を支えます。また、地域協議会の開催により地域の状況を伝えるなど、社会福祉法人による地域貢献の取り組みを促進します。

■ 参考事業

① ボランティア団体・NPO等の活動支援	・市民協働推進センター運営委託事業	協働コミュニティ課
	・日赤や社協会費、共同募金等の意義の周知	生活福祉課
② 社会福祉法人の公益活動の促進	・地域協議会の開催 ・地域公益事業実施の支援	生活福祉課

(2) 交流の場・活動の場づくり

● 施策の方向

地域の中の交流を深める場や様々な活動団体の拠点となる活動の場について、既存の資源を有効活用しながら創出します。



● 地域で取り組めること

例えば・・・

- ・老若男女が集う地域交流イベントを増やす、参加したくなる内容となるよう工夫する
- ・自治会、子供会、老人会などの住民が交流・相談できる場をつくる
- ・おにぎりカフェや放課後カフェ等の取り組みについて、立ち上げ方などの事例を共有する
- ・自宅開放などを含め、いつでも立ち寄れる居場所をつくる

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

● 市が取り組むこと



多様なニーズに合った集える場や問題解決に向けた協議ができる場を確保します。また、集会所・地区会館・コミュニティセンター等のコミュニティ施設や公民館等の既存施設が有効活用できるよう利便性を向上するほか、福祉施設の地域開放を行います。さらに、空き家等を活用し新たな拠点を発掘します。

■ 参考事業

① 多様なニーズに合った場の確保	・地域福祉コーディネーター事業	生活福祉課	
	・街中いこいなサロン	高齢者支援課	
	・児童館・児童センター	児童青少年課	
② 既存施設の活用と利便性の向上	・社会福祉協議会「ふれあいのまちづくり事業」	生活福祉課	
	・柳沢公民館フェスティバル	公民館	
	・ひばりが丘フェスティバル		
	・田無公民館まつり	・ロビーコンサート	
	・芝久保公民館まつり	・防災講座	
・谷戸まつり	・利用者懇談会		
③ 福祉施設の地域開放	・大学生の福祉実習生受け入れ	生活福祉課	
	・市民介護講習会事業	高齢者支援課	
	・障害者総合支援センター運営	障害福祉課	
④ 空き家等を活用した活動拠点の発掘	・フレンドリーまつりの実施	生活福祉課	
	・社会福祉協議会「ふれあいのまちづくり事業」による活動拠点の整備		
	空き家対策事業	住宅課	

(3) 地域における連携体制づくり

● 施策の方向

地域福祉を市全体で推進していくために、ボランティア団体・NPOや事業者等の組織の連携や、関係機関、各種ネットワークを巻き込み、地域における連携体制を構築します。

● 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・ 地域で活動されている方々の交流会を実施する
- ・ 市民協働推進センターの登録団体同士の懇談会等に参加する
- ・ いろいろな場や集まりに顔を出し、様々な地域組織や団体、機関とつながりを持つ
- ・ 団体や事業者同士の情報交換ができる場を設ける

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)



●市が取り組むこと

ボランティア団体・NPO や事業者など、地域で活動する組織同士の情報共有・連携を促進するとともに、福祉の分野だけではなく、自治会・町内会・学校等、多様な分野とも連携を強化します。また、地域包括ケアシステムやほっとするまちネットワークシステムのしくみの中で関係組織・機関同士の連携を深めます。

■参考事業

①地域で活動する組織同士の情報共有・連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の開催 ・市民協働推進センター運営委託事業 	生活福祉課 協働コミュニティ課
②多様な分野の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯に対する各種サービス提供の調整 ・地域福祉コーディネーター事業 ・在宅療養推進協議会 ・障害福祉課で所管する各種事業 	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉問題連絡会 ・西東京市地域リハビリテーションネットワーク化に関する庁内検討委員会 ・西東京市がん検診事業検討会 ・歯科医療連携推進協議会 ・食を通じた地域の健康づくりネットワーク会議、西東京市栄養士連絡会 ・西東京市乳幼児健康診査検討会 ・献血推進協議会 ・東京都薬物乱用防止推進西東京市地区協議会連絡会 ・(仮称)生きる支援計画策定委員会 ・地域子育て支援センターとの協働事業 ・関係機関対象事業 	健康課
	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センター「のどか」での子ども家庭に関する総合相談 	子ども家庭支援センター
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協カネットワークの設立準備 ・地域協カネットワークへの財政的支援や相談支援 	協働コミュニティ課
③地域包括ケアシステムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉コーディネーター事業 ・ささえあいネットワーク事業 ・一般介護予防事業 ・包括的支援事業 ・健康応援団 ・健康チャレンジ 	生活福祉課 高齢者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業 ・在宅医療介護連携推進事業 ・フレイル予防事業 ・西東京市地域リハビリテーションネットワーク化に関する庁内検討会 	健康課
④ほっとするまちネットワークシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉コーディネーター事業 	生活福祉課

基本目標 3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり

●現状と課題

総合的なサービス提供に向けた取組が進んでいるものの、多様な生活課題をもつ人の把握が困難であり、支援につなぐしくみが必要。



これまでの市の取組

- 高齢者分野の生活支援コーディネーター配置・協議体の設置、障害者分野の相談支援部会の新規設置など、各分野で総合的なサービス提供に向けた取組を進めています。
- 地域福祉コーディネーターは地域の中に入って行って相談を受け付けています。相談受付の件数は増加傾向にあります。
- 生活困窮者支援については新制度開始に伴い、平成 27 年度から相談や就労支援を実施しています。プラン作成数や就労者数は増加傾向にあります。

課題

- 地区懇談会では、様々な制度や窓口が複雑で分かりづらいとの指摘が出ており、それらの情報の整理や、発信方法の工夫が必要です。
- アンケートや地区懇談会、団体・事業者調査では、多様な生活課題をもつ人が地域の中に少なからずいる状況が見えてきています。しかし、地区懇談会や団体・事業者調査では、個人情報の問題や本人の意識などからそのような人の把握が困難な状況が明らかになり、身近な人が声をあげ専門家につなぐしくみや、専門家からのアプローチをより強化する必要があります。

(1) 支援に結びつけるしくみづくり

● 施策の方向

支援が必要な人を地域の中で把握し支援へと結びつけていくとともに、公的なサービスだけでなく地域における各種支援も活用するなど、総合的に調整を図ります。



● 地域で取り組めること

例えば・・・

- ・元気なうちからつながりをつくっておく
- ・困っている人に気付いたら、ちょっとしたことでも声かけを行う
- ・孤立している人には、地域の居場所やサロンの情報を伝える

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

● 市が取り組むこと



地域で孤立している人や、何らかの支援が必要であるにもかかわらず結びついていない人に地域で気づき、気づいた人が声をあげやすい環境やしくみをほっとネット等を通じて強化します。また、支援に結びついていない人を専門機関へつなぎ、公的サービスとそれ以外の地域での支援を組み合わせる総合的に調整する体制を充実します。

■ 参考事業

① 地域で孤立している人の把握と支援	・地域福祉コーディネーター事業	・民生委員児童委員による地域の見守り	生活福祉課
	・ささえあいネットワーク事業	・一般介護予防事業	高齢者支援課
② 支援に結びついていない人の把握の充実	・相談支援事業		障害福祉課
	・料理がつながる温か地域の交流	・親子対象講座	公民館
③ 専門機関へつなぎ、総合的な調整をする体制の充実	・保育付女性講座	・若者の生き方を考える講座	
	・地域でつくる教育ネットワーク講座	・地域課題を考える講座	
① 地域で孤立している人の把握と支援	・地域福祉コーディネーター事業		生活福祉課
	・民生児童委員の相談機能		生活福祉課
③ 専門機関へつなぎ、総合的な調整をする体制の充実	・生活支援体制整備事業		高齢者支援課
	・相談支援事業		障害福祉課

(2) 多様な生活課題への対応

● 施策の方向

虐待や暴力の防止、自殺や生活困窮者などへの対策、犯罪や非行からの立ち直り支援など、地域における多様な生活課題の解決に向けて取り組めます。



● 地域で取り組めること

例えば・・・

- ・外国人の方に料理や言葉の教室を主催して頂くなど、交流の機会を持つ
- ・地域の中で、子ども食堂を実施する

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

● 市が取り組むこと



高齢者・障害者・子どもの各分野における虐待や、DV等の暴力を防止するための対策を充実するほか、地域の中での見守り等による自殺対策を充実するなど、命に関わる支援を行います。また、生活困窮者への支援は新規支援の検討を行うほか、新たに犯罪や非行を防止し立ち直りを支える支援を実施します。

■ 参考事業

① 虐待や暴力防止対策の充実	・包括的支援事業	高齢者支援課	
	・障害者虐待防止事業	障害福祉課	
	・関係機関対象事業	健康課	
	・子ども家庭支援センター「のどか」でのケースマネジメント	子ども家庭支援センター	
② 自殺対策の充実	・DV関連のパネル展、講演会の実施	協働コミュニティ課	
	・パープルリボンプロジェクト	教育指導課	
	・人権教育の推進	生活福祉課	
	・民生委員児童委員による地域の見守り	健康課	
③ 外国籍市民の社会参加の促進	・ゲートキーパー研修の実施	からだと心の健康相談	
	・自殺防止対策の啓発		
	・ボランティア養成講座	・くらしの情報	文化振興課
	・各多文化共生・国際交流行事	・多文化共生センター	
④ 生活困窮者への支援	・専門家相談会		
	・子育て中の外国人のための日本語講座	・子ども向け多文化共生講座	公民館
	④ 生活困窮者への支援	生活福祉課	
	・生活困窮者自立支援 (自立相談支援事業、住居確保給付金事業、就労準備支援事業、ひきこもり・ニート対策事業、家計相談支援の実施検討)		
⑤ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援	・生活保護		
	・保護司との連携 ・社会を明るくする運動への協力	生活福祉課	

(3) 権利を擁護するしくみづくり

● 施策の方向

適切なサービス提供・利用が進むよう、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度の普及・活用など、権利を擁護するしくみの普及と活用を進めます。



● 地域で取り組めること

例えば・・・

- ・
- ・
- ・

（地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！）

● 市が取り組むこと



認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人が適正にサービスを利用できるように、権利擁護センター「あんしん西東京」を中心に、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度の普及と活用を進めます。

■ 参考事業

① 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及と活用	・権利擁護センター「あんしん西東京」での相談受付	生活福祉課
② 成年後見制度の普及と活用	・利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ・不正防止の徹底と利用しやすさとの調和	生活福祉課

基本目標 4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり

●現状と課題

情報発信・サービスの質の向上に努めているものの、地域では情報がないとの課題が多く、市民目線での情報発信の工夫が必要。



これまでの市の取組

- ウェブアクセシビリティに配慮したホームページリニューアルを行ったほか、更新通知アプリを導入するなど、ウェブ上での情報提供のわかりやすさの向上に取り組んでいます。
- 地域福祉コーディネーターや発達支援コーディネーター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子ども家庭支援センターなど、各分野・施設における相談体制の整備に取り組んできました。それぞれの機関における相談件数は概ね横ばいか増加傾向となっています。
- 第三者評価制度の普及啓発、各分野での事業者連絡会等の設置などサービスの質の向上のための取り組みを実施しています。

課題

- 情報発信については、アンケートでは地域福祉推進のための優先施策として、わかりやすい情報の提供が4割弱で最多回答となっています。また、地区懇談会でもわかりやすい情報提供が課題との声が特に多く挙げられており、市民目線で身近さや使いやすさを一層工夫する必要があります。
- 地区懇談会では、相談先がわからないとの意見も多くでており、相談しやすい体制の整備と、相談先の広報が必要です。
- 多様な福祉サービス提供事業者の育成については、取り組めていない分野が多くなっています。

(1) 情報提供の充実

● 施策の方向

地域における様々な活動等や、サービスや各種支援に関する情報を地域の中で共有できるしくみを整えるとともに、市民に伝わりやすい情報発信方法を工夫します。

● 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・市からの情報をもう少し詳しく読んでみる
- ・犬の散歩やサロンなど、地域の人が集まる場で情報を集める
- ・隣人の方が、知っている情報や入手した情報を困っている人に伝えてあげる
- ・SNS等インターネットを利用した地域情報を発信する
- ・地域のサロンやボランティア同士の情報交換会をやる

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

● 市が取り組むこと



市報やホームページの他、各分野で作成する冊子など多様な媒体を用い、市民に必要な情報が伝わるような情報発信方法を工夫します。また、障害者の方など情報取得が困難な方が情報を入手しやすくなるよう、音声による市報や、音声コードによる各種パンフレットの作成などを行います。

■ 参考事業

①市民に伝わる情報発信方法の工夫	・市ホームページの管理・運営	・市民相談	秘書広報課
	・市ホームページでの福祉関連情報の提供		生活福祉課
	・ホームページの充実	・介護保険制度の普及・理解の促進	高齢者支援課
	・ホームページでの情報提供	・相談支援事業	障害福祉課
	・子育てハンドブックの作成	・ホームページでの情報提供	子育て支援課
②情報取得が困難な方への配慮	・音声による市報	・エフエム放送	秘書広報課
	・市ホームページの管理・運営		秘書広報課
	・各事業において適宜対応		障害福祉課

(2) 相談支援体制の充実

● 施策の方向

日常生活の中で困りごとが生じたときに、身近な地域から専門職まで、様々な相談体制を充実し、多様な媒体・手段による対象者ごとのきめ細かい相談に応じます。



● 地域で取り組めること

例えば・・・

- ・民生委員や近所付き合いの中で相談しやすい人などに相談する
- ・サロンや食事会等の集まる機会をつくり、相談相手になる
- ・気軽に何でも相談できる、出入りしやすい場所をつくる

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

● 市が取り組むこと



民生委員・児童委員や、ほっとネット推進員、ささえあい協力員・訪問協力員など身近な地域での相談体制を充実します。また、対象者ごとのきめ細かい相談について、各分野の専門職が応じるとともに、電子メールや電話、ファックスなど多様な媒体を利用した相談を充実します。

■ 参考事業

① 身近な地域での相談体制の整備・充実	・地域福祉コーディネーター事業	・民生児童委員による活動	生活福祉課
	・ささえあいネットワーク事業		高齢者支援課
	・地域子育て支援センター		保育課
② 対象者ごとのきめ細かい相談の充実	・地域福祉コーディネーター事業		生活福祉課
	・在宅介護支援等事業	・包括的支援事業	高齢者支援課
	・相談支援事業		障害福祉課
	・ひいらぎの各通所グループの活動	・相談事業	健康課
	・母子・父子自立支援		子育て支援課
	・子ども家庭支援センター「のどか」での子どもや家庭に関する総合相談		子ども家庭支援センター
③ 多様な媒体・手段による相談の充実	・女性相談「女性の悩み何でも相談」		協働コミュニティ課
	・教育相談関係		教育支援課
	・市報、ホームページ、エフエム西東京等を利用した情報提供		生活福祉課
	・市報、ホームページによる対応		高齢者支援課
	・各事業において適宜対応		障害福祉課
	・電子メールや電話を活用した、随時相談の実施		健康課
	・市HPの子育て関連ページでの情報発信		子育て支援課
・関係機関のネットワーク強化を目指したシステム導入の検討		子ども家庭支援センター	

(3) サービスの質の向上

● 施策の方向

福祉サービス第三者評価システムの受審や適切な苦情の解決により各事業者のサービスの質の向上を図るとともに、多様な福祉サービス提供事業者の育成に取り組みます。

● 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・
- ・
- ・

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

● 市が取り組むこと



市内でサービスを提供している事業者に福祉サービス第三者評価システムの受審を奨励するほか、福祉サービスの苦情に対して権利擁護センター「あんしん西東京」の苦情相談窓口や「保健福祉サービス苦情調整委員会」による苦情解決を行い、質の確保に努めます。また、民間事業者や NPO 法人など多様な福祉サービス提供事業者の育成や、新たに共生型サービス導入の検討を進めます。

■ 参考事業

① 事業者の 質の確保と 向上	・福祉サービス第三者評価制度の普及・受審啓発	生活福祉課
	・西東京市介護保険連絡協議会分科会の開催	高齢者支援課
	・市内障害関係事業所連絡会の実施	障害福祉課
	・通所事業	健康課
	・基幹型ブロック会議の開催等	保育課
② 苦情解決 システムの 充実	・権利擁護センター「あんしん西東京」の社会福祉協議会への運営委託	生活福祉課
	・保健福祉サービス苦情調整委員会の運営	
③ 多様な福 祉サービス 提供事業者 の育成	・児童発達支援事業	健康課
	・通所事業	保育課
	・公立保育園における民営化の推進	
④ 共生型サ ービス導入 の検討	・児童館(センター)・学童クラブ事業	児童青少年課
	・共生型サービスの検討	高齢者支援課
	・介護事業と障害福祉サービス事業の連携の推進	障害福祉課

基本目標 5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり

●現状と課題

防災・防犯に関する登録数は増加しているものの、実際の取組の参加者は少なく、地域ぐるみでの防災・防犯活動のしくみが必要。



これまでの市の取組

- 自主的な防災活動を行っている防災市民組織登録数は増加しているほか、各種訓練やリーダー養成講座、防災講習会の実施等を通じ、地域で防災を担う人材の育成を支援しています。
- 福祉避難施設は市内 29 か所あり、危機管理訓練としてワークショップを開催しています。
- 避難施設の案内板について、外国人の方にもわかる案内用図記号(ピクトグラム)を採用した整備を進めているほか、平成 29 年度には外国人市民を交えた防災講座を実施しました。
- 市報への防犯啓発記事の掲載や防災無線での防犯啓発放送などを行ったほか、こども 110 番ピーポくんの家が増加、小学校への防犯カメラの全校設置を完了するなど取り組みが進んでいます。
- 振り込め詐欺等特殊詐欺の対策として、被害を受けるおそれのある高齢者へ、被害防止効果のある自動通話録音機の配布を行い、被害防止対策を進めました。

課題

- アンケート調査では、地域の課題として緊急時にどうしたらよいかわからないが上位にあげられているほか、市が優先して取り組むべき施策でも防災・防犯が上位にあげられており、防災・防犯への不安は多くの人々が持っています。また、地区懇談会では、災害時の対応方法が分からないといった意見も出ており、地域ごとの避難訓練など、非常時にどのように動くかの共有が必要です。
- 避難行動要支援者ごとの避難計画である個別計画書は未策定者が依然としているため、避難支援協力者を確保し、個別計画書を策定することが課題となっています。

(1) 防災対策の充実

● 施策の方向

身近な地域における防災訓練等の取り組みを進めるとともに、災害時に支援が必要な方の把握や安全確保策の推進など防災対策を充実します。



● 地域で取り組めること

例えば・・・

- ・避難所を決めたりルート確認をしたり、災害時対応ルールをつくる
- ・1人でも多くの人に参加できるように、防災訓練やイベントを企画する
- ・避難所運営ゲームの実施など、地域で防災について話し合う

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

● 市が取り組むこと



防災訓練や学校避難所運営協議会等の取り組みを地域のつながりを深めながら推進し、地域で助け合う防災コミュニティづくりを進めます。また、高齢者や障害者、妊産婦・乳幼児、外国籍市民など災害時に支援が必要な方について把握と安全確保策について進めるほか、福祉施設との協定推進など福祉施設等における安全対策を進めます。

■ 参考事業

① 防災コミュニティづくりの推進	・防災市民組織補助金交付	・総合防災訓練	危機管理室
	・地域防災計画	・小中学校の避難所運営協議会への支援	
	・地域福祉コーディネーター事業		生活福祉課
	・各小中学校の避難所運営協議会への参加及び支援		教育企画課
② 災害時に支援が必要な方の把握と安全確保策の推進	・防災講座	・地域・防災講座	公民館
	・地域防災講座		
	・避難行動要支援者個別計画作成	・避難行動要支援者管理システムの運用	危機管理室
	・災害時要援護者登録事業		高齢者支援課
	・災害時要援護者登録事業		障害福祉課
	・母子健康手帳や母子カードの情報を活用した情報連絡体制の検討		健康課
③ 福祉施設等における安全対策	・住吉会館防災訓練	・二次避難所としての住吉会館の活用	子ども家庭支援センター
	・総合防災訓練		文化振興課
	・総合防災訓練	・危機管理訓練	危機管理室
	・西東京市BCP(地震編)	・福祉施設との協定推進	
	・防災講話等の啓発事業		
	・防犯訓練、応急救命講習会等の実施		障害福祉課
	・通所事業		健康課

(2) 防犯対策の充実

● 施策の方向

学校や地域と連携した防犯体制を強化するとともに、安全・安心いーなメールや啓発冊子などを活用し啓発を行うなど、防犯対策や消費者相談を充実します。

● 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・安全安心いーなメールを登録する
- ・地域ごとに防犯活動を行う
- ・振り込めサギに対する意識付けを、隣近所で声掛けし合う

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

● 市が取り組むこと



スクールガードリーダーや子ども110番ピーポ君の家、防犯活動団体など、学校や地域と連携した見守り・防犯体制を強化するほか、安全・安心いーなメールや防災行政無線での啓発・防犯情報の発信などの防犯対策を充実します。また、振り込め詐欺等の特殊詐欺や消費者被害にあわないよう、消費生活相談窓口における相談体制を充実します。

■ 参考事業

① 学校や地域による防犯体制の強化	・防犯活動団体補助	・防犯マップづくり指導	危機管理室
	・児童館(センター)・学童クラブ事業		児童青少年課
	・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業		教育企画課
	・安全教育の充実		教育指導課
② 防犯対策の充実	・防災行政無線での防犯啓発放送	・青色パトロールの実施委託	危機管理室
	・安全安心いーなメールの配信	・警察及び防犯協会等との連携事業	
	・危機管理室、教育委員会等からの不審者情報の発信		子育て支援課
	・不審者情報等の提供		保育課
	・児童館(センター)・学童クラブ事業		児童青少年課
③ 消費者相談の充実	・障害者福祉施設防犯設備整備事業		障害福祉課
	・危機管理室や近隣市からの不審者情報の発信		教育指導課
	・消費生活相談事業		協働コミュニティ課

基本目標 6 誰もが快適に暮らせる環境づくり

●現状と課題

駅のバリアフリー化やはなバスのルート改正などを実施しているものの、交通空白地域は依然としてあり、ハード・ソフト両面でのしくみづくりが必要。



これまでの市の取組

- 鉄道事業者と連携し、駅及び駅周辺のバリアフリー化に取り組んできました。平成30年度のひばりヶ丘駅北口の整備の完了をもって、市内全5駅の整備が完了します。
- 公共交通空白地域や不便地域での移動について、アンケート調査や地域説明会を実施するとともに、地元住民や事業者で構成する勉強会を立ち上げ、移動支援のあり方についての検討を行っています。
- 障害のある人の就労環境については、障害のある人に対しては、障害者就労支援センター・一歩での一般就労実績は増加傾向にあるほか、毎年度職場開拓を進めています。

課題

- アンケートでは、地域によって買い物へ行くのに不便を感じているとの回答が高いほか、地区懇談会でも公共交通機関等の便が悪く、買い物や病院に行く際に不便であるという意見が出ています。交通の便の悪さは地域によってはばらつきがあり、全ての空白地域の解消には至っていない状況です。
- 地区懇談会や団体・事業者調査ではちょっとした移動も大変な人が増えてきているとの意見が出ています。今後も移動制約者などが増えていく中で、ハード面だけでなく、地域の中での助け合いで解決していく上でのソフト面でのしくみづくりが必要です。

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

● 施策の方向

心のバリアフリーを推進するとともに、情報や施設等を誰もが利用しやすいように、ユニバーサルデザインの普及・啓発を行うなど、人にやさしいまちづくりを推進します。

● 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・
- ・
- ・

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

● 市が取り組むこと



様々な心身の特性や考え方を持つ人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合えるよう、学校や地域の講座等で心のバリアフリーを推進します。また、人にやさしいまちづくり条例に基づき、公共交通機関、道路、建築物のみならず、公園、路外駐車場を含め既存施設のバリアフリー化を進めるとともに、市ホームページ内のユニバーサルデザイン関連情報を充実します。

■ 参考事業

①心のバリアフリーの推進	・障害者週間等事業	障害福祉課
	・人権教育の推進	教育指導課
	・まちづくり講座 ・多文化共生講座(保育付き) ・現代社会を考える講座	・地域課題を考える講座 ・障がいを理解する講座 公民館
②ユニバーサルデザインの街づくり	・市ホームページの管理・運営	秘書広報課
	・バリアフリーマップの作成	生活福祉課
	・ホームページを活用した情報発信	障害福祉課
	・公園設置(開園)	・(仮称)泉小学校跡地公園整備事業 みどり公園課
	・都市計画道路3・4・21号線整備事業	道路建設課
	・開発事業者等への指導	道路管理課

(2) 移動手段の確保

● 施策の方向

日常生活に支障が出ないよう、安全な歩道の整備、公共交通の空白地域を埋める移動手段の確保、移動制約者の外出支援など、移動手段の確保に取り組みます。



● 地域で取り組めること

例えば・・・

- ・移動サービスの情報を地域の中で共有する
- ・住民ボランティアで運転や移動販売、買い物ツアーなどを行う
- ・施設と協力して移動ボランティアを運営する

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

● 市が取り組むこと



誰もが安全に移動できる歩道の整備やコミュニティバス「はなバス」の運行等により公共交通の空白地域の移動手段の確保に努めます。また、高齢者・障害者だけでなく、妊婦・ベビーカーを押す人、けが人なども含めた移動制約者への支援を充実します。

■ 参考事業

①安全な歩道の整備	・向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連周辺整備事業 ・放置自転車対策	・不法看板の一斉撤去	道路建設課 道路管理課
②公共交通空白地域の移動手段の確保	・はなバスルート見直しの実施	・移動支援のあり方検討	都市計画課
③移動制約者の外出支援	・高齢者等外出支援サービス事業 ・ハンディキャブ運行事業(けやき号の運行) ・地域生活支援事業(移動支援事業、自動車運転教習費補助事業、自動車改造費助成事業)		高齢者支援課 障害福祉課

(3) 就労に困難を抱える人の就労支援

● 施策の方向

就労に困難を抱える人について、各種機関等との連携や各種制度により、就労支援を充実します。

● 地域で取り組めること



例えば・・・

- ・
- ・
- ・

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

● 市が取り組むこと



高齢者・障害者・ひとり親家庭等の中で、就労に困難を抱える人について、田無庁舎 2 階のハローワークをはじめ、各種機関や制度により、就労支援を充実します。

■ 参考事業

① 高齢者の就労支援	・シルバー人材センターにおける高齢者の雇用・就業の促進 ・就業開拓の推進 ・会員の資質向上のための研修 ・安全就業の推進啓発	生活福祉課
② 障害者の就労支援	・障害者就労支援事業	障害福祉課
③ ひとり親家庭の就労支援	・ひとり親家庭就業相談 ・高等職業訓練促進給付金の支給 ・教育訓練給付金の支給	子育て支援課
④ 関係機関との連携	・ハローワークとの連携(西東京就職情報コーナーでの協力)	産業振興課

第6章 計画を推進するために

1. 協働による計画の推進

本計画を推進していくためには、市（行政）、社会福祉協議会、事業者・関係機関、市民などの協働が欠かせません。それぞれが役割を果たしながら、一体となって地域福祉の推進に取り組むことが重要です。



（1）市（行政）

市は、本計画に書かれている施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努めることが求められます。

特に、本計画は地域という視点で多様な分野を横断的につなげる役割を担っています。地域福祉庁内推進委員会を通じて庁内関係部署の連携を深めるなど、福祉以外の様々な分野とも連携し、包括的に地域福祉を推進するよう努めていきます。

（2）社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。

特に、本計画と社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」は、西東京市における地域福祉の実現という点では同じ方向性で進めており、「地域共生社会」の実現に向けた連携をより一層深めていきます。

(3) 事業者・関係機関

福祉サービス事業者や地域包括支援センターなどの関係機関は、サービスの提供者・協力者として、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、地域の取り組みや他の事業者や関係機関との連携に取り組むことが求められています。

中でも、社会福祉法人については、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応できる公益性の高い非営利法人として、地域における公益的な取り組みの実践を地域と連携して実施していくことが期待されます。

(4) 市民

市民一人ひとり、ひいては地域においては、地域で起こる問題を自分ごととして捉え困りごとに気付き、地域の中で解決するためには何ができるかを考え、実際の行動に移していくことが期待されています。

本計画の、第5章「地域で取り組めること」は、個々人や地域の皆さんで話し合い書き込んでいただくことができるよう、ワークブックの形式となっています。具体的にどのような役割を担っていくのかを、計画を活用しながら考えていただければと思います。

2. 計画の評価と進行管理

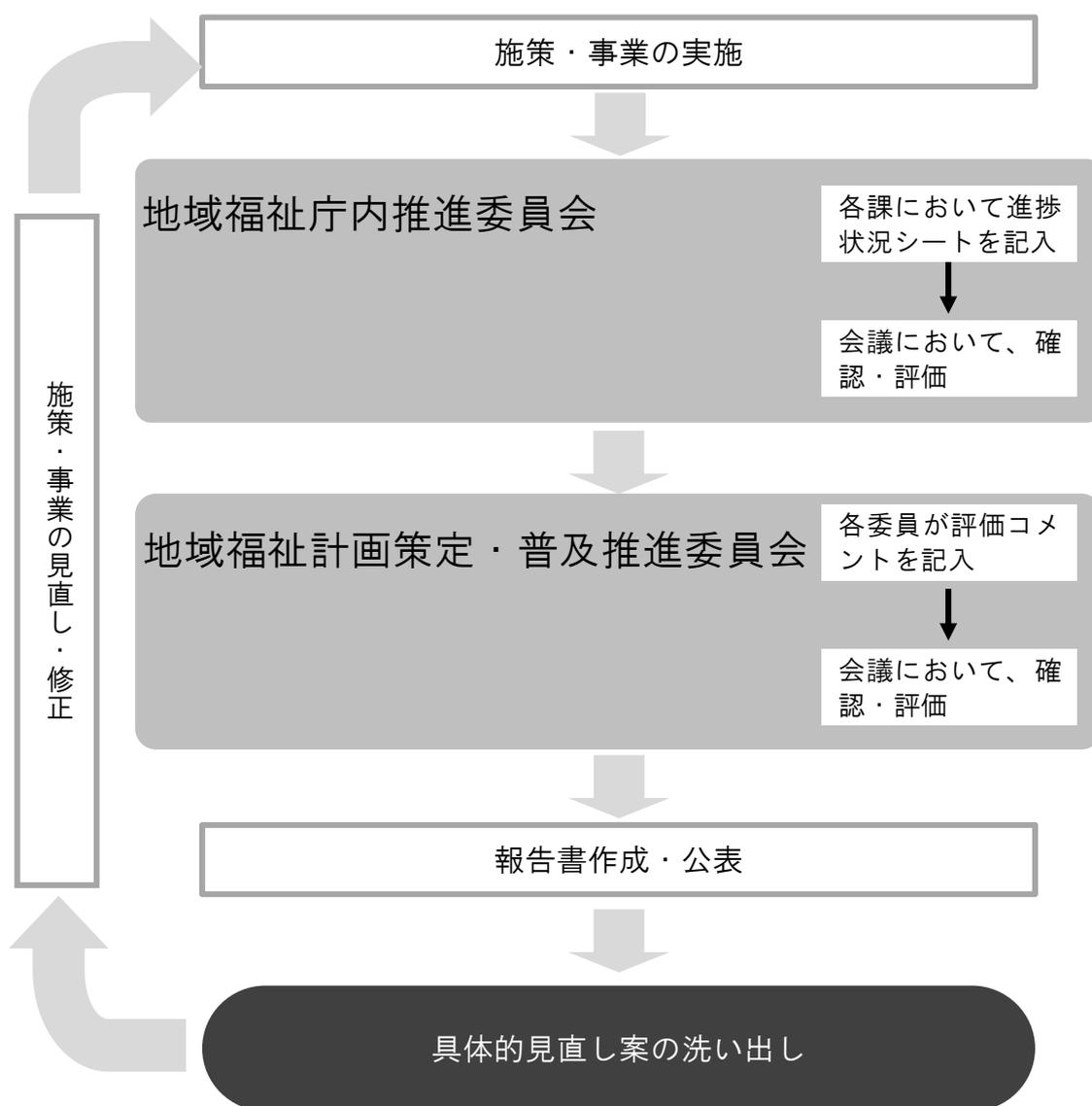
(1) 評価指標の設定

※数値で測る指標を設定するかどうか会議で検討

(2) 進行管理体制

本計画を実効性のあるものとして推進していくために、毎年度施策・事業の進捗状況を把握し、地域福祉庁内推進委員会及び地域福祉計画策定・普及推進委員会に報告します。また、実際に地域で活動する市民の声を聞く機会を設けることを検討します。

各会議においては、施策・事業の評価、見直し、改善についての意見交換を行い、次年度以降の施策・事業の実施に生かしていきます。



資料編

1. 地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱及び委員名簿

2. 策定経過

3. 用語解説

4. 統計データ

5. 各種調査結果概要
